

中央銀行形成史序説

—— 世界最古の中央銀行の検証 ——

立 脇 和 夫

．「中央銀行」の概念

今日、多くの人々は、「中央銀行」が何であるかを理解している。しかし、一方でそれを十分理解していない人々がいるのもまた事実である。それ自体、比較的新しい概念だからである。

「中央銀行」は英語の central bank（独語の Zentral bank，仏語の banque centrale）の訳語である。『コンサイス英和辞典』（三省堂）のような小さな辞典には載っていないが、研究社の『大英和辞典』には次のような説明がある。（cf. 文献18，p. 348）

central bank n. [財政] 中央銀行（銀行券の発行，金融政策の実行，他銀行の支払準備金の受託，国庫金の出納などに任じ，一国の金融制度の中心となる銀行。わが国の日本銀行，英国の Bank of England など）

外国の辞書では、例えば Webster's New World Dictionary of American Language には載っていないが、The Penguin Dictionary of Economics には次のように記されている。（cf. 文献13，p. 67）

Central bank. A bankers' bank and lender of last resort. All developed and most developing countries have a central bank that is the instrument of the government's function of controlling the credit system. Central banks control the note issue, act as the government's bank, accept deposits from and make loans to the commercial banks and the money market, lead interest-rate structure through establishing the rate at which loans of last resort will be made, and conduct transfers of money and bullion with central banks in other countries.

日本でも小さな国語辞典（例えば、『岩波国語辞典』）には、「中央銀行」は載っていない。しかし、『広辞苑』には次のように記されている。（cf. 文献 5 , p. 1557）

中央銀行 一国の金融界において中枢的地位を占める銀行。銀行券の発行，「銀行の銀行」として行なう通貨の供給ならびに金融の調整，「政府の銀行」として政府を相手として行なう預金・貸付，ならびに国庫金受払事務の代行等を主要業務とする。日本銀行，イングランド銀行の類。

一方，中央銀行によって出資・設立され，かつ運営されている国際決済銀行（BIS）の規約では「中央銀行は国内の通貨及び信用の量を統制する義務を負託された銀行」と定義されている。（cf. 文献 2 , p. 203）

以上は，今日的意味での中央銀行であり，こうした中央銀行が形成されたのはそれほど古いことではない。それはせいぜい19世紀に入ってからのものであるが，それに先立つ長い歴史的背景がある。

そこで、金融論を専門とする学者の見解を聞いてみよう。先ず、春日井薫は、次のように述べている。(cf. 文献1, p. 279)

中央銀行は元来そのような概念が存在していて、その後からそのような機関が創設されたものではない。各国とも最初は種々の原因による要求があって、それに対応するために生まれた金融機関が、やがていくつかの共通的特徴が生じ、これを中央銀行という名前で総称するに至ったものである。もっとも後年に発達した諸国では、初めから中央銀行として計画的に設置された。わが国の日本銀行や、アメリカの連邦準備制度がこれに属する。だから各国の中央銀行にすべて共通の特徴・要件はない。大体に共通的なものが時代とともに生まれてきて、これを中央銀行と抽象的に呼んでいるだけである。だから詳細には、各国のそれに当たる機関を歴史と現実に照合して検討する必要がある。現代の各国の中央銀行に該当するものは、一応若干の共通的要件がある。

次に、米国のベックハート（コロンビア大学名誉教授）は著書『連邦準備制度』の中で、次のように述べている。(cf. 文献15, 邦訳 p. 4)

第1次大戦以来ようやく、「中央銀行」という言葉、即ちそのような機関の諸機能を表わす言葉が通常使われるようになってきた。それ以前には、現在中央銀行として知られている機関は、個別的には、たとえば、イングランド銀行、フランス銀行、ライヒスバンクといわれるか、あるいは全体としては、ヨーロッパ大陸で通常いわれていたように、発券銀行と総称されていた。ハモンド（Bray Hommond）が彼の古典的研究において指摘したところによれば、中央銀行という言葉は、米国へのフランス人旅行者シュバリエ（Michel Chevalier）によって、1834年という早い時期に、実際に用いられており、彼は合衆国銀行（Bank of the United States, 1791～1811）を中央銀行（banque centrale）と呼んだのである。

今日ではほとんどすべての国が中央銀行を持っている。世界的規模での中央銀行化への動きは、1920年ブリュッセルで開かれた国際金融会議の決議によって促進された。この決議は、まだ中央銀行を持たないすべての国における中央銀行の設立を提唱した。その決議によれば、中央銀行の設立は、定期的な銀行制度および貨幣制度の再建を容易にするのみならず、国際的な金融協力を促進するものであった。

また、西川元彦は次のように述べている。(cf. 文献 6, p. 11)

中央銀行という言葉の発生とその一般化の過程も、歴史的に生まれ育ったものというほかはない。この言葉の芽生えは、だいたい19世紀の半ばかそれ以降ということらしい。イングランド銀行が設立されてから百数十年という歳月を経ているわけである。世界的にこの名とその実体の重要性が不動のものとして確認されたのは、第1次世界大戦後の一連の国際会議だとさえいわれている。

わが国においては、「中央銀行」という言葉はすでに明治初年に使われていた。わが国で最初に中央銀行の設立を主張した吉田清成や日本銀行創立の立役者松方正義などによってである。吉田は維新时期に英米に留学(1865~71)、イングランド銀行の事も相応に見聞して帰国し、日本でもまず中央銀行を設立せねばならぬ、と主張したのである。

松方は1870年代(1878~80)ヨーロッパに出張した折、フランスの大蔵大臣レオン・セイに面会し、彼の影響を強く受けたとされる。松方が、イングランド銀行やフランス銀行ではなく、ベルギー国立銀行をわが国の中央銀行のモデルとしたのは、セイの示唆による。松方が帰国後、太政官に提出した「財政議」(1881年9月)や「日本銀行創立ノ議」(1882年3月)には、しばしば「中央銀行」という言葉が登場する。彼は、「今若シ我邦財政ノ困危ヲ救治セント

欲セハ、先ツ中央銀行ヲ設立シ之ヲ名付ケテ日本銀行ト称シ、以テ全国理財ノ枢機ヲ執ラシムルヨリ良キハ莫カルヘシ」と主張したのである。(cf. 文献10, p. 342)

一方、町田義一郎は中央銀行が常に果すべきファンクションとして、以下の四つをあげている。(cf. 文献9, p. 9)

實際上、独占的な銀行券の発行によって通貨の供給を行なう銀行であること、

国家のための銀行、つまり国庫のカネの出し入れ、国家に対する貸付等を行なう銀行であること、

銀行——金融機関——のための銀行、即ち一般の銀行がその取引先に対して行なうように、他の金融機関の預金（支払準備金）を預かったり、それに貸出をしたりする銀行であること、

その国の最後の頼りとなる貸手 *lender of last resort* であること。

そして、これら四つのファンクションを果すことを土台にして、中央銀行は独立して、つまり政府から中立してであるか、あるいは政府の行う政策の下に立って、金融政策を担当する銀行である、としている。

このような中央銀行像にてらして、町田はイングランド銀行が中央銀行に転化した時期は、1870年代末から1885年頃までの間であろう、と推論している。

さらに、春井久志は次のように述べている。(cf. 文献8, p. 68)

歴史的にみれば、中央銀行は当初、三つの目的をもって設立された。第1は通貨価値の安定、第2は金融システムの安定であり、第3は政府に対する財政支援（例えば戦費調達など）であった。一般に、この第3の機能は、平時には副次的な位置におかれたため、中央銀行にとって重要性が低いし、ま

た近年強調されている中央銀行の独立性の点からも問題がある。

世界で 2 番目に古い中央銀行であるイングランド銀行は、戦争による政府財政の逼迫を緩和する目的で 1694 年に設立されたもので、いわゆる「政府の銀行」を意図して設立されたものである。

およそ 100 年前、金本位制下では、中央銀行を設立する意図がもっぱら第 2 の目的である金融恐慌（危機）を回避したり、その悪影響を緩和することにおかれていた。1907 年の金融恐慌の後に創設された米国の連邦準備制度はその典型的な事例とされる。

しかしながら、金本位制が崩壊し、管理通貨制度に移行して後、慢性的なインフレーションに見舞われたため、物価安定を達成することが中央銀行の第 1 義的な目的とみなす傾向が強くなり、またそれを達成するために中央銀行に政治や政府からの独立性を付与することが世界的な傾向となった。マーストリヒト条約に基づいて、1998 年に設立された欧州中央銀行制度がその代表的事例である。

わが国の中央銀行である日本銀行設立の狙いは、不換紙幣を整理し、正貨兌換の銀行券を発行することであり、上記第 2 の目的を意図したものであった。明治維新当時すでにインフレは進行中であった。西南戦争の勃発によってさらにインフレが悪化していたが、その原因が政府の不換紙幣濫発に起因していたからである。（cf. 文献 7，p. 8）

このように、中央銀行の定義はむずかしいが、BIS の定義するような「金融政策の担当者」であることが不可欠であり、銀行券の独占的発行者であることは必ずしも中央銀行の絶対的要件ではない、と考えられる、香港やシンガポールのように、金融政策当局（Monetary Authority）とは別に通貨発行機関が存在するケースもあるからである。

第1表 中央銀行の設立時期と「通貨の独占発行権」の付与時期

銀行名	創立年	通貨の 独占発行権	最後の貸手機能 (10年単位で表示)
スウェーデン国立銀行	1668	1897	1890
イングランド銀行	1694	1844	1870
フランス銀行	1800	1848	1880
フィンランド銀行	1811	1886	1890
オランダ銀行	1814	1863	1870
オーストリア国立銀行	1816	1816	1870
ノルウェー銀行	1816	1818	1890
デンマーク国立銀行	1818	1818	1880
ポルトガル銀行	1846	1888	1870
ベルギー国立銀行	1850	1850	1850
スペイン銀行	1874	1874	1910
ライヒスバンク (ブンデスバンクの前身)	1876	1876	1880
日本銀行	1882	1883	1880
イタリア銀行	1893	1926	1890

(出典) Forrest Capie, Charles Goodhart, Stanley Fisher & Norbert Schnadt, *The Future of Central Banking*, 1994.

・世界最古の中央銀行

今日、現存する中央銀行のうち、創立年次が一番古いのはスウェーデン国立銀行 (National Bank of Sweden, 原語は Sveriges Riksbank, 1668年設立, 以下, リクスバンク) である。その次に古いのがイングランド銀行 (Bank of England, 1694設立) であり, そして, 3番目はフランス銀行 (Banque de France, 1800年設立) である。(第1表参照) これらの銀行は, 当初は商業銀行として設立された後, 次第に中央銀行に転化していったのである。

しかし, 日本銀行 (1882年設立) や米国連邦準備制度 (1914年設立), あるいは第2次世界大戦後に多くの開発途上国で設立された中央銀行は, 最初から中央銀行として設立されたものである。従って, 昔設立された中央銀行と比較

の新しい中央銀行はその歴史的背景を異にしている。

わが国においては、イングランド銀行や米国連邦準備制度に関する研究は多い。しかし、世界で一番古い中央銀行であるスウェーデンのリクスバンクについて書いたものは少ない。幸い、筆者は、2004年9月、スウェーデンのリクスバンク、国立図書館（National Library）、国立公文書館（National Archives）等で史料を検索・収集する機会をえた。以下の記述はそうした史料を基にリクスバンクの歴史を概観し、中央銀行へ転化していく過程を明らかにしようとするものである。

(1) パルムトルック銀行

——スウェーデン国立銀行前史——

世界で一番古い中央銀行は、スウェーデンのリクスバンクであるが、その前身ともいえるべき銀行があった。パルムストルック銀行（Palmstruck Bank、1656年設立）である。この銀行はスウェーデンで最初に設立された銀行であるとともに世界で最初の発券銀行であり、リクスバンクの設立に大きな影響を与えるところとなった。

スウェーデンでは、1619年に大法官 Axel Oxenstierna が、利付預金の受入れを業務とする銀行の設立を、国王 Gustavus Adolphus に提案した。この企画は実現しなかったが、1656年11月、当時スウェーデンの属領であったリガ（現、ラトビアの首都）生まれのオランダ人パルムストルック（Johan Plamstruch）は、勅許を得て、ストックホルムに初めて銀行を設立した。パルムストルック銀行がそれである。この銀行には為替部門（exchange bank）と融資部門（lending bank）の二つの部門があった。しかし、二つの部門の区別は必ずしも明瞭ではなかった。

この銀行は、17世紀初めオランダに設立されたアムステルダム銀行（Bank of Amsterdam、1609年設立）をモデルとしたもので、小切手の振出しができる



パルムストルックに下賜された銀行設立の勅許状
(スウェーデン国立公文書館所蔵) 1656年11月30日

当座預金の受入れ、と動産・不動産を担保とする貸付が認められた。

貸付が認められたのは高利貸の防止が目的であり、当座預金が認められたのはスウェーデンの通貨の安定と銀・銅両本位制のため問題の多い支払いに便宜を図るのが目的であった。当時1ダラー銅貨は1ダラー銀貨と等価であったため、前者は重くて大きい貨幣であった。しかも、銀貨は、銅貨よりも重宝がられて、退蔵されるところとなり、専ら銅貨が流通するのが実状であった。

勅許状により、パルムストルックは新設の銀行の総支配人に任命された。又、彼の補佐役として3人の支配人が政府により任命された。1人は貴族代表、1人はアムステルダム市の公吏、今1人は市民代表であった。パルムスト

ルック銀行の利益の半分は王室に帰属し、残りの半分はストックホルム市と銀行経営者の間で2分されることとなった。

当初、パルムストルック銀行は、非常に順調であったが、銅貨が改鑄され、銅の含有量が17%減少したとき、旧貨を求める群衆が銀行へ殺到した。パルムストルックは、これに対処するため、信用紙幣 (note of credit, 原語は kreditivsedlar) を発行した。信用紙幣は今日でいう「銀行券」の嚆矢であった。それらは、銀行預金に対して発行されたものではなく、また端数のない金額が印刷されていた。そのうえ、信用紙幣は、特定の人に宛てたものではなく、持参人払いであり、裏書を要しなかった。もとより、金利はつかなかった。

初めてこれが発行されたとき、大変便利なため、商人たちに歓迎された。最大の利点はこれによって、重くて大きい銅貨——最大の銅貨は10グラマー貨で20 kg——を扱う必要がなくなることだった。銀行の貸出が急増したため信用紙幣



パルムストルック銀行券（信用紙幣）, 1666年

の急拡大をもたらし、支払準備が不十分になった。それ故、パルムストルック銀行は、やがて、信用紙幣の兌換不能に陥った。貸付も信用紙幣も回収を迫られた。

1668年に、銀行は全活動を停止した。パルムストルックは裁判で死刑判決を受けたが刑の執行を免れた。

(2)スウェーデン国立銀行の誕生

パルムストルック銀行の破綻後間もない、1668年9月22日、新たに銀行の設立を認める法律が議会で成立した。新銀行は、諸階級からなる議会によって保証された。銀行の資金や預金が国王に流用されるのを防ぐため、新銀行は、国王ではなく、議会の監督下におかれ、議会に対して責任を負うこととされた。

パルムストルック銀行は民間銀行（private bank）であったが、支配人は国王によって任命され、銀行の営業活動は設立の根拠法たる勅許によって規制されていた。この銀行の破綻は、国有銀行の理念を失墜させた。それ故、新銀行は、国王が銀行の問題に介入するのを防ぐために、議会の直接統制下におかれた。当時、議会は国内の四つの階級（貴族、聖職者、市民、及び農民）を代表していたので、この銀行は「王国の諸階級の銀行」（Bank of the Estates of the Realm; 原語は Rikets Ständers Bank）と名づけられた。行名は、1867年にスウェーデン国立銀行（National Bank of Sweden; 原語は Sveriges Riksbank、以下、両者ともリクスバンクと呼ぶ）と改称された。この行名は正確とはいえないものだった。第4階級、即ち農民が銀行の理事会（Board of Directors）へ代表を送らなかったからである。農民階級は、自分達が理解できない事柄に関わりたくないと考えたのである。そのため、新銀行の理事会は、1800年に農民が参画し、理事会に独自の理事を送るまで、上位3階級の代表だけで構成されていた。

1668年の創立以来、リクスバンクは議会の支配下にあり、議会は理事を選任

し、議会で銀行委員会を設けて、新銀行の営業を監督した。しかしながら、17世紀末から18世紀初めにかけての絶対王制期には、リクスバンクの独立性は低下した。銀行の理事会は、ある程度、国王の定める指示に従わざるをえなかった。しかし、形式上は議会の機関（parliamentary institution）としての立場は保持され、18世紀には、同世紀末の短期間の絶対王制期を除いて、独立性を回復した。

パルムストルック銀行の苦い経験を繰り返さないために、リクスバンクは銀行券（note）の発行が明示的に禁止された。しかしながら、公衆は、扱い難い銅貨や銀貨よりも、もっと便利な支払手段を求めていた。預金者は自己勘定を引き当てに小切手を振り出すことによって金属貨幣の取り扱いを回避した。これらの小切手は当初振り出したその日に銀行の窓口に掲示されたとみられるが、やがて支払手段として、人から人へ移転するのが普通になってきた。

創業当初から、政府はリクスバンクからしばしば借入れを行なった。1677年のデンマークとの戦争中、国王は戦費調達のため銀行券の発行を示唆したが、



スウェーデン国立銀行（ストックホルム本店）、1691年

理事会はこの提案を取り上げなかった。

1701年に、議会の銀行委員会は、銀行による移転紙幣（transfer notes，原語は transportsedlar）の発行を決定した。銀行券の古い代替物である承認小切手（approved cheque）などは金属貨幣や移転紙幣とともに主要な支払手段として引き続き使用された。移転紙幣の流通総額は1710年代及び1720年代に著しく増加した。1726年に政府は移転紙幣を租税などの支払いに際して、法貨（legal tender）として扱う、と宣言した。

1738年に、リクスバンクの貸出活動は著しく拡大した。その貸出拡大を賄うため、リクスバンクは移転紙幣を大量に発行し、その結果、銅貨や銀貨は姿を消した。しかしながら、移転紙幣に対する不信感が基本的に根強く、金属貨幣は退蔵又は輸出された。1741～1743年の対ロシア戦争中に、リクスバンクの政府向け貸出が同行の資産の4分の3に達する程、信用の拡大を余儀なくされた。

1745年10月23日付条例により、政府は、消費者の日常生活に必要な絶対量をこえる銅貨の流出を制限することを承認した。移転紙幣は小額のものも発行され、金額は印刷されていた。しかし、以前と異なり、それらは持参人払式であり、移転のため裏書を必要としなかった。条例は、あらゆる市民が銀行の発行するこの紙幣を受取るよう要請した。かくて移転紙幣は、完全な法貨となった。スウェーデンの通貨は長い年月をかけて、紙の通貨（paper currency）になったのである。

1745～1803年間に、偽造券が深刻な問題となった。こうした偽造をこれ以上厄介なものにしないために、リクスバンクは、銀行券の製造にとって安全な用紙の使用を考えた。そこで、同行は銀行券に使用する用紙を独自に製造することを決定し、ストックホルム郊外のタンバに製紙工場を建設した。1759年にタンバ製紙工場は最初の用紙を製造した。製造はその後、長い間続けられた。

18世紀後半に、リクスバンクに対する統制力がますます国王の手に移って

いった。そこで議会は、1789年に国債庁（National Debt Office、原語は Riksgäldskontoret）を設立し、同庁が50万リクスダラーまで紙幣（notes、原語は riksgäldssedaler）を発行することを認めた。予想以上に長引いた対ロシア戦争（1788～1790）は国債庁の発行した紙幣によってファイナンスされた。並行通貨たる国債庁紙幣は10年間に倍増した。リクスバンクの発行した古い銀行券は減少し、18世紀末には僅か100万リクスダラーに縮小した。

リクスバンクと国債庁という二つの異なる機関によって発行された2種類の通貨の流通は、ますます混乱を深めた。1803年に通貨改革が実施され、その結果、国債庁紙幣は5割引で償還されることとなった。この改革の実施に当たって、北部ドイツにスウェーデンが所有するウismール市を100年間、メクレンブルク公国へ抵当として提供したのである。

この改革の結果、リクスバンクはスウェーデン経済における地位を回復した。リクスバンクは、1824年に最初の支店を開設した。数年後、最初の民間銀行が設立された。これら民間銀行も銀行券（bank notes）の発行を認められたが、それらはリクスバンク預け金の裏付けを必要とした。

それにも拘らず、リクスバンクは形成されつつある銀行制度のなかで引き続き圧倒的に大きな金融機関であった。同行は、銀行券を発行し、国の商業取引を取扱う一方、民間銀行に引き続き信用供与を行なった。他方、民間銀行は公衆に対してのみ貸付を行なった。リクスバンク発行銀行券のシェアは不断增加した。

1866年の議会改革によって、議会における4階級代表制は廃止されて2院制となり、議員は国民の一般投票で選出されることとなった。銀行の理事会の構成もこれに伴って変更され、理事会メンバーはもはや異なる階級の代表ではなくなった。しかし、銀行は引き続き議会の保証と管理下（guaranty and custody）にあった。

19世紀半ばにおけるリクスバンクの活動はなおも未熟であった。それらは、

今日の中央銀行の活動との共通点は少なかった。ほとんどの金利は固定されているか、または、4～6%の間で変動したにすぎなかった。

1873年、スウェーデンはデンマークとともに、金を基礎とするスカンジナビア通貨同盟を結成した。2年後に、ノルウェーも同盟に参加した。通貨同盟は共通の通貨単位として「クローネ」を導入し、同盟外の諸国に対して、統一的な為替レートを設定した。

リクスバンクの立場が真の意味での中央銀行になったのは、1897年にリクスバンク法（Sveriges Riksbank Act of 1897）が関連法とともに発効し、リクスバンクに独占的な通貨発行権が付与された時以降である。同法によって民間銀行は銀行券発行権限を失った代償として、リクスバンクから優遇金利で資金の借入れが可能となった。換言すれば、リクスバンクは「銀行の銀行」としての機能を果たすこととなったのである。独占的発券銀行は必ずしも中央銀行を意味しないが、民間銀行への資金供与は金融政策の一環と考えられるからである。

一方、リクスバンクに対する議会の支配力は、憲法改正によってある程度薄められた。改正憲法によって、国王は銀行の理事会議長となる理事1名の任命権を得たからである。

また、1897年のリクスバンク法によって銀行に総裁職（Office of Governor）が創設されたのは、リクスバンクの組織上重要な変革であった。以前には、リクスバンクは、2人の対等の理事によって運営されていた。今やそのうちの1人が銀行の運営に全面的に責任を負うこととなったのである。

1873年に成立したスカンジナビア通貨同盟は長く続かず、20世紀の初めに、きしみ始めた。金本位制が第1次世界大戦中に停止されたとき及び1931年に最終的に廃止されたとき、同盟は重要性を失った。

スウェーデンが金本位制を離脱した後、リクスバンクの為替政策は英ポンドとの為替レートを安定させることに向けられたが、1933年7月に対英レートは

固定された。しかし、1939年8月下旬にリクスバンクは米ドルとのペッグに変更した。1940年2月、為替管理が導入されたが、戦後、段階的に緩和され、1989年7月に完全に撤廃された。

リクスバンクの公定歩合は、第2次世界大戦中及び戦後において概ね安定して推移した。当時の Ivar Rooth 総裁はより弾力的な金利政策を強く提唱したが、理事会において必要な過半数を得ることができなかった。そのため、彼は1948年12月に辞任した。他の方策として、銀行その他の金融機関が、公衆に住宅建設以外の目的の貸付金額に制限を設けることが考えられた。このために、金融市場参加者の勧告または合意により、流動性比率制度が1952年に導入された。この制度は、調整を加えながら、30年以上続けられた。

1957年に、リクスバンクは、公定歩合を4%から5%へ引き上げることによって、より弾力的な金利政策を導入した。この措置は、事前に政府へ知らせずに実施された。このため、政府は、政府代表兼理事会議長を解任した。

その後の数十年間は、詳細な規制の期間と規制の少ない期間が交錯した。1980年代半ばに至って、錯綜する相互作用のなかで、規制緩和と自律的な市場の展開によって、金融政策を策定する制度的枠組みが完全に变化した。

1989年1月1日に施行された新リクスバンク法は、銀行の理事会及び総裁選出手続きに若干の変更をもたらした。新法により、政府は理事会議長を選任する権限を失った。理事会メンバーは8名となった。理事7名は議会により選任され、彼らの互選により議長が選出される。そして、彼らは、8番目の理事兼総裁を選出することとなったのである。

・ リクスバンクの特徴

リクスバンクの特徴としては、政府からの独立性（議会の直属）、出資金・出資者が存在しないこと、為替政策も担当、銀行券及び貨幣の製造設備の保有、ノーベル経済学賞の創設、があげられる。以下、それについて順

次考察したい。

(1) 政府からの独立性

リクスバンクは、国王の勅許を得て設立されたバルムストルック銀行と異なり、議会によって設立されたもので、議会の保証と監督下におかれ、議会に対してのみ責任を負っている。これは、バルムストルック銀行が国王・政府（この場合、行政府）側のイニシアチブで設立されたのに対して、リクスバンクは国王・政府とは対立関係にあった議会（貴族をはじめ四つの階級の代表で構成）の意向で設立されたからである。これはバルムストルック銀行の轍をふみたくない議会の意向を反映したものに外ならない。しかしながら、同様に議会に対してのみ責任をもつ米国連邦準備制度（1914年設立）が、果してスウェーデンのリクスバンクになったものかどうか明らかではない。

しかし、今日、中央銀行の独立性、とくに政治・行政府からの独立性を高めようとする考え方が一般化しており、理由はともかくもリクスバンクが、創立当初から今日まで、行政府から独立しているのは新鮮である。但し、リクスバンクの場合、役員の身分保証規定が不十分であったため、マーストリヒト条約発効後、通貨統合に参加するために、リクスバンク法の改正が行われた。

(2) 出資金・出資者が存在しないこと

1668年の銀行条例にも、他のいかなる法令にも、リクスバンクが独自の資金を持つべきである、とする規定はなく、何ら払込みはなされていない。従って、リクスバンクの運転資本は預金として受け入れた資金及び留保利益で賄うしかなかった。リクスバンクの運転資本の増強と収益機会の獲得のため、1668年、王室の流動資産をリクスバンクへ預託すべきことが決定された。（cf. 文献22, p. 10）

しかし、開業後、漸次利益の積立てが行なわれ、1830年にリクスバンクの資

本金は440万リクスダラーに固定され、同額の資金が流動性の高い債券に投資された。そして通貨が下落した時に債券は売却され、通貨価値の安定に役立った。その後、1897年リクスバンク法の制定に当たり、資本金5000万クローネ、準備金2000万クローネが法定された。しかし、そのための資金の払込みはなされていないので、出資者は存在しない。(cf. 文献23, p. 5)

さらに、1988年リクスバンク法により、資本金10億クローネ、準備金5億クローネの保有が義務付けられたリクスバンクは、形式上資本金を有するものの、払込みがなされていないので、出資金ではない。又、出資者も存在しない。このような形態の中央銀行は珍しいが、無資本の韓国銀行(中央銀行)と実質的には変わらないといえよう。

(3) 為替政策も担当

リクスバンクは、伝統的に、為替政策も担当している。中央銀行が為替政策を担当することについて、議論は分かれているが、通貨の対外価値を維持するために必要な措置である。

スウェーデンでは、1772年に国王グスタフⅢ世が実権を掌握すると、リクスバンクに対する統制力が議会から次第に国王・行政府側に移行して行った。その結果、為替政策がリクスバンクの主要な関心事となり、貸出政策は2次的重要性をもつにすぎないものとなった。(cf. 文献22, p. 14)

1873年にスウェーデンは、デンマークと共に金を基礎とするスカンジナビア通貨同盟を結成した。第1次世界大戦後の1931年、金本位制離脱後、リクスバンクの為替政策は対英ポンド・レートを安定化させることにあったが、1933年に対英ポンド・レートは固定された。しかし、1939年8月、リクスバンクは、クローネを米ドルにリンクした。その後、1940年に為替管理が導入されると、リクスバンクには為替管理委員会が設置された。また、リクスバンクは公的外貨準備の管理運用を行なっているほか、BIS、IMF、IBRDなど国際機関や外国

中央銀行と緊密な関係を保っている。

(4)銀行券及び貨幣の製造設備の保有

世界の中央銀行の中で、自ら銀行券印刷工場を保有しているところはあるが、それに加えて、製紙工場、造幣工場まで保有している中央銀行は恐らくリクスバンク以外にはないものと思われる（但し、これらの設備は近年処分された）。ちなみに日本では、日本銀行券は独立行政法人国立印刷局（旧、大蔵省印刷局）、貨幣（コイン）は独立行政法人国立造幣局（旧、大蔵省造幣局）で製造されている。

スウェーデンでは、1668年、リクスバンクの開業直後に王立造幣局の経営がリクスバンクに移管された。これによって、リクスバンクは鑄造益を得ることとなった。

一方、銀行券の製造設備は少し遅れた。18世紀半ばに、信用紙幣（銀行券）の偽造券が出回るようになり、深刻な問題になってきた。リクスバンクは、偽造を防止するため、自前の製造設備の建設を計画し、まず、1747年に銀行の敷地内に銀行券印刷工場を建設した。次いで、1755年、銀行券の印刷に使用する用紙の製紙工場を、ストックホルムの南方約20kにある、タンバ村に建設したのである。この製紙工場は、1759年から生産を開始した。両工場とも、2000年に売却されたが、印刷工場では、一時、外国政府の委託をうけて、外国紙幣の印刷も行なっていたことがある。

(5)ノーベル経済学賞の創設

1968年、リクスバンクは、創立300周年を記念して、ノーベル経済学賞を創設し、そのための基金を設けた。1969年の第1回受賞者以降、毎年1～3名が受賞し、2004年迄の受賞者は累計54名にのぼる。（cf. 文献20, p. 50）

ノーベル賞は、もともと、スウェーデン人でダイナマイトの発明者ノーベル

(Alfred B. Nobel, 1833-96) の遺志により , ノーベル財団が設けられ , 1901年より物理学 , 化学 , 生理学・医学 , 文学 , 平和の 5 部門に賞が授与されてきた。賞金は740万スウェーデン・クローネ (邦貨約 1 億1100万円) である。

ノーベル経済学賞は上記のように , 1968年に設けられたもので , 賞金はノーベル財団ではなく , リクスバンクから支払われる。世界の中央銀行の中で , このように世界的に著名な賞を設けているところも , 他に例がない。

・ むすび

上にみたように , パルムストルック銀行が破綻した後 , 1668年に設立されたリクスバンクは , 当時スウェーデンにおける唯一の銀行であった。しかし , パルムストルック銀行の破綻原因が銀行券の濫発にあったとする認識から , 当初リクスバンクの銀行券発行は禁止されていた。

しかし , 銅貨や銀貨による支払いは不便であったため , 1701年に移転紙幣 (transfer note) の発行が認められた。移転紙幣は1726年には法貨として扱われることとなる。

1789年に議会は国債庁 (National Debt Office) を設立し , 独自の紙幣を発行させた。国債庁紙幣は1803年に発行停止となったが , それまでリクスバンク銀行券と並行して流通した。さらに , 1820年代に民間銀行が設立され , 彼らもやはり銀行券の発行を認められた。

1897年に転機が訪れた。同年にリクスバンク法が制定され , 民間銀行の銀行券発行は停止された。リクスバンクは再びスウェーデンにおける唯一の発券銀行となったのである。民間銀行は発券停止の代償として , リクスバンクから低利の融資が受けられることとなった。かくてリクスバンクは初めて「銀行の銀行」となった。同時にリクスバンクは利付預金の受入れ , および , 民間企業向け貸出を停止した。リクスバンクは19世紀末に至ってようやく中央銀行に転化した訳で , 諸外国の中央銀行に比較して , それほど早かった訳ではない。

【追記】

本論文は、2004年度早稲田大学商学部徳井研究振興基金から研究調査費補助金の支給を受けて実施した「中央銀行発生史の研究」の研究成果の一部である。紙上を借りて関係各位へ謝意を表したい。

参考文献

1. 春日井薫「中央銀行」(新庄博ほか編『体系金融大辞典』東洋経済新報社)1966年
2. 片木進「中央銀行の成立史」(館竜一郎編『金融辞典』東洋経済新報社)1994年
3. 柴沼武ほか「スウェーデンの金融制度」(高垣寅次郎監修『世界各国の金融制度』第2巻,大蔵財務協会)1965年
4. 立脇和夫「わが国の発券銀行と中央銀行」(『早稲田商学』第397号)2003年6月
5. 新村出編『広辞苑』第3版,岩波書店,1983年
6. 西川元彦『中央銀行』東洋経済新報社,1984年
7. 日本銀行『日本銀行八十年史』1962年
8. 春井久志「欧州中央銀行制度の最後の貸し機能」(田中素香ほか編『欧州中央銀行の金融政策とユーロ』有斐閣)2004年
9. 町田義一郎「イングランド銀行はいつ中央銀行になったか」(『三田学会雑誌』第60巻第11号)1967年11月
10. 松方正義「財政議」「日本銀行創立ノ議」(『松方正義関係文書』補巻,大東文化大学東洋研究所)2001年
11. 矢尾次郎「スウェーデンの銀行制度」(高垣寅次郎監修『欧米諸国の金融制度』下巻,大蔵財務協会)1957年
12. Andersson, Mats, *Banking in the Old Town* (CD-ROM), Stockholm, 2004
13. Bannock, Graham, et al ed., *The Penguin Dictionary of Economics*, London, 1987
14. Bank for International Settlements ed., *Eight European Central Banks*, London, 1963
15. Beckhart, Benjamin H., *Federal Reserve System*, New York, 1972 (矢尾次郎監訳『米国連邦準備制度』東洋経済新報社,1978年)
16. Capie, Forrest, et al, *The Future of Central Banking*, Cambridge, 1994
17. Fritz, Sven, *Stockholms Bankco*, Stockholm, 2003
18. Koine, Yoshio ed., *Kenkyusha's New English-Japanese Dictionary*, Fifth edition, Tokyo, 1980
19. Metelius, Bengt, *How the Riksbank Became a Central Bank*, Quarterly Review, 1984: 1
20. Sveriges Riksbank, *Annual Report*, 2003, Stockholm, 2004
21. —, *Sveriges Riksbank*, (Mimeograph), Stockholm, 1992
22. —, *Sveriges Riksbank 1668-1968*, Stockholm, 1978
23. —, *Sveriges Riksbank, Brief Account of its History* (Mimeograph), Stockholm, 1961
24. —, *Sveriges Riksbank, The Swedish Central Bank*, Stockholm, 1994
25. —, *The Sveriges Riksbank Act (1988; 1385), As from 1 July 2004*, Stockholm, 2004